

## 平成28年度 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会（会議録）

■ 日 時 平成29年1月20日（金）午前10時00分～11時20分

■ 会 場 宇都宮市庁舎 13階 教育委員室

■ 出席者

委 員： 青柳宏会長，石神知也委員，小林順子委員

事務局： 学校教育担当次長，学校教育課長，学校教育課長補佐，  
学校教育課学校いきいきグループ係長 他2名

■ 傍聴者 なし

■ 会議経過

1 開 会 午前10時00分～

2 教育委員会あいさつ

3 専門委員会委員・事務局紹介

4 会議の公開について（説明：事務局）

5 議 事 午前10時10分～

(1) 報告事項（説明：事務局）

- ・ 平成27年度いじめの状況について（宇都宮市）

(2) 協議事項（説明：事務局）

- ・ いじめ根絶に向けた重点取組について

6 事務連絡

7 閉 会

### <委員からの主な意見・質問等（要旨）>

【議 事】 (1) 報告事項「平成27年いじめの状況について（宇都宮市）」

会 長： 事務局からの説明について，質問・意見をいただきたい。

委 員： 解消率が高い水準だが，誰がどのように「解消」と見立てたのか。  
教職員なのか，いじめを受けた児童生徒なのか。

事 務 局： 基本はいじめを受けた児童生徒から聞き取って解消を確認している  
が，児童生徒から直接聞き取ることができない場合などは，校内のい  
じめ等対策委員会を経て，学校が解消したか否かを見立てている。

委 員： 解消率の計算は，具体的な件数に基づいて算出されているのか。解  
消していない案件について調査しているのか。また，いじめが原因で  
欠席が年間30日を超えている児童生徒はいるのか。

事 務 局： 具体的な件数に基づいて解消率を算出し，未解消の案件は調査して  
いる。いじめが原因で年度内の欠席日数が30日以上の子児童生徒は現  
時点で把握していないが，それ以下の日数を欠席している児童生徒は  
いるため，市教委は各学校に初期対応やきめ細かな対応を指示してい  
る。

いじめが原因で数日休み，いじめが解消した後も別の原因での欠席  
が続き，30日の欠席日数を超えている事案はある。

委 員： それは教職員が欠席の理由を判断しているのか。

事 務 局： 保護者や児童生徒に今の欠席の理由を聞き取っている。

委 員： 小学校の認知件数が増えているが，いじめに限らず小学校の学級経

営が難しくなってきたおり、教職員がどんな困難や悩みを抱えているのか、それらの詳細を調査する機会も必要かと思ひ、提案する。これは意見である。

委員： それに付随して、中学校の認知件数よりも小学校の認知件数が上回っていることや、長期休業明けの認知件数が他の期間よりも多い実態を事務局はどのように捉えているか。

事務局： 小学校の認知件数が中学校を上回っていることについては、小学校において特性のある児童が増加しているだけでなく、子どもたちのトラブルを丁寧に見取り、積極的にいじめとして認知した結果と考えている。また、長期休業明けや年度始めの認知件数が他の期間よりも多いことについては、人間関係の構築や適応に時間がかかることなどが起因していると考えている。

対応策としては、小学校の認知件数に関しては、各地域学校園における丁寧な情報交換や、それによる低学年からの個に応じた適切な指導を、また長期休業明けのいじめについては、いじめゼロ強調月間を5月と10月に設定するなどの工夫をしている。

委員： いじめによる自死などの重大事態がなかったことは良かった。

いじめは見えないトラウマを生み、成人してからも負の思いが心に残ることもあり、そう考えると表面上いじめが消えた「解消」と、心からいじめが真に消え去った「解消」とは別に捉える必要があると思う。

事務局： 性的ないたずらやトラブルはいじめ事案として捉えられているのか。いじめ等対策委員会を経て、いじめと認知された場合はいじめとして計上され、対応している。

委員： そう考えると、解消率の数値が高いことについては、統計上の「解消」と質的な「解消」との差があると印象として感じられる。

事務局： 委員の指摘通りだと思う。また、解消率とはあくまでも認知したいじめに対しての解消であるため、認知できていないいじめがどれだけ隠れているのかしっかりと見取っていく必要がある。

質的な「解消」の確認についても、大学生や成人してからも追跡調査をすることが本当は必要なのかもしれないが、なかなか実現は難しい。

委員： いじめが過去のものになり、過去と今を分けて考えられて、初めて「解消」になると考える。追跡調査は無理にしても、卒業までには本当の意味で「解消」させてあげたい。また、定義付けもそれを以て「解消」とできればよいと考える。

委員： 統計を取る上では、いじめを受けた児童生徒が許すかどうかよりは、行為が収まったかどうかとなる。

事務局： この調査は年度内1年間の調査であるため、数年後までは追うことができないが、委員の指摘通り、本当の意味で解決できたか否かの追跡を行うことは教育的意味では必要なのであろう。この調査での「解消」となると、どうしても行為がなくなったことが「解消」の定義となってしまうが、調査がそうであっても指導はしっかりと継続していく

ものである。

委員： それは理解できる点である。そうであれば、この調査における解消率が高いことをよしとせず、さらに本当の意味での「解消」に向けての取組の強化が必要である。

委員： 私も同意見で、解消率の数字が高いことそれ自体をよしとしないことが大切であると考える。

以前は人間関係のトラブルと捉えていたものも近年はいじめと捉えているのか。

事務局： それらを全ていじめと認知するわけではなく、いじめ等対策委員会を経ていじめかどうか検討した上で認知されるが、数年前よりは積極的な認知がなされている。それも認知件数が増加している一つの要因と考えられる。

委員： ということは、解消しやすい事案が増えていることも解消率が高いことに起因しているため、注目すべき事案を継続調査して追跡していくことが大切だと考える。

事務局： 委員の指摘通りだと思う。いじめが行われている時には教職員が気付かずに認知できず、解決した後にそのいじめの事実を教職員が知ったものや、その場で解決したものもいじめとして計上している。そうになると自ずと解消率も高くなるのが現状である。

委員： いじめの内容は多様であり、ひと昔前ではケンカとして捉えられていたものも本人がいじめられたと訴えればいじめと認知する傾向にある。小学校の認知件数が中学校よりも上回っていたり、配慮を要する特性のある子が多くなったりしていることも関係があるのかもしれない。本人の感受性により、いじめにもケンカにもなり得るので、いじめの認知は難しい。また、いじめによる自死等についても、それまでの家庭環境や成育歴とリンクしていることも事実である。学童期前の幼児教育においてきちんと育てられていない子が小学校に進学してきて、心のケアをしながら教育していくことが今の難しい点である。このため、低学年からの心の教育による人格の形成が重要である。マスコミによると学校でのトラブルは学校のせいであるとの論調が多いが、実は複雑で、学校だけでなく家庭教育と学校教育との関係や、本人の弱さなど、原因は様々である。よって、入学前までの育ちや心の教育を考えることが、予防的に必要である。

**【議 事】 (2) 協議事項「いじめ根絶に向けた重点取組について」**

会長： 事務局からの説明について、質問・意見をいただきたい。

委員： スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」と記す）を活用し不登校事案に対応することが想定されるとのことだが、スクールカウンセラー（以下「SC」と記す）を不登校事案に活用することはあるのか。

事務局： 活用している。

委員： いじめが原因の不登校には心理的なケアが必要なため、SCの活用が必要と思われるが、SSWを不登校事案にどのように活用するのか。

事務局： 貧困や虐待など、家庭に問題があり、それが児童生徒の問題行動や

不登校などの原因となっている事案にSSWが携わる。家庭に問題があるが、現時点で問題行動や不登校が見受けられない場合でもSSWが携わる場合もある。

委員： 必ずしもいじめが発生している事案というわけではないと思うが、いじめ根絶に向けてSSWを活用する想定事案はどんなものか。

事務局： 想定される事案としては、ネグレクトにより入浴や洗濯、歯磨き等がなされず、臭いなどからいじめに発展した場合にSSWが保護者に介入したり、生活困窮により物品が揃えられずにいじめが発生したりする事案に対し、SSWが家庭と福祉部局を繋いだりしていじめの解消に向けて取り組む、などの事案が挙げられる。しかし、今年度はSSWがそれらのいじめ事案に携わったケースがなかったため、来年度の重点取組からは外したところである。

委員の指摘通り、いじめという観点で言えば、SSWよりSCの活用促進を図る必要があると考える。

委員： SCはいじめ問題解決に必要な専門家であるが、教職員はSCの具体的な活用方法は理解しているのか。

事務局： 市の教育センターが周知しているとともに、SCは学校に配置されているため、SC自ら各学校の研修講師として参加したり、活用方法を紹介したりしている。また、教職員の相談を受け付けたり、保護者や児童生徒と直接面談したりしている。各学校に定期的に勤務しているが、常時いるわけではないので、各学校に教員の中でスクールカウンセリングマネージャー（以下「SCM」と記す）がおり、SCの勤務日に相談等がスムーズに進むように調整を図っている。市の教育センターがSCM向けの研修も行っている。

委員： 面接などは、SCが定期的に勤務する日まで待たなければならないのか。

事務局： 都合がつかない場合もあるが、必要に応じてスケジュールを調整する場合もある。

委員： SCは勤務校を掛け持ちしているため、SC自身が解決に向けて取り組むよりは、SCが教職員に助言を行い、教職員がメインで解決に取り組むことができるよう手助けをしている傾向にあると想像している。啓発や研修、ケースを通しての教職員への助言などがそれらに当てはまると思われる。

事務局： 小学校においては、SCの勤務日は月に1、2回ほどである。保護者や児童生徒にも勤務日を周知しているので、教職員からの相談や教職員への情報提供、保護者等との面談などで、すぐに日程が埋まってしまっている。SCにはとても感謝しているが、SCが来る頻度が増えれば更に助かるとも感じている。

委員： 活用すべき需要があるが、供給が追い付かない現状ということであろうが、予算や人材が足りないのか。

事務局： 予算的な問題である。年間でのSCの勤務日が決まっている。基本的には各中学校に週に1日、曜日を決めて勤務し、その地域学校園内の小学校には、その曜日で割り振りながら勤務している。よって中学

校には週1回の勤務が可能だが、地域学校園内には小学校が数校あるため、必然的に小学校には月に数回の勤務となってしまう。中学校を拠点とした各地域学校園勤務となっているため、1日のうちに時間を切りながら地域学校園内を数校回ったりすることもある。

SCとは別にメンタルサポーター（以下「MS」と記す）をほとんどの中学校に配置しており、生徒の中に入りながら相談に乗ったり情報収集などを行ったりしている。

- 委員： SCとMSの立場や役割はどう違うのか。委嘱なのか。
- 委員： 要項によれば、SCは精神科医や臨床心理士、または精神科医や臨床心理士ではないが心理に関して知識を有する者、などとなっている。都道府県によっては臨床心理士会が面談をして推薦という形で振り分けるなど、教育委員会と連携している場合もあるが、本県の場合は委嘱ではなく、SCを募集し自ら応募して採用となる。
- 事務局： MSはSCほど資格等の必要がない。週3日の勤務で、午前だけの勤務である。
- 委員： 基本的にSCの勤務日には、児童生徒は昼休みや放課後に訪れるが、養護教諭や担任を通せば、自由に相談室を訪れてよいことになっていると思う。
- 委員： とあるSC研修会の講話の中で「これからはグローバル化時代となるので、自分をもちながらコミュニケーションを図る必要がある。そのため、軍隊方式の教育ではなく、内省を促進する教育相談の充実に力を入れるように。また、例えば部活動によっては軍隊方式で運営されており、力による人間関係を良しとすることを学ぶ生徒もいて、それがいじめの温床となっている場合がある。その場合には部活動を無くしてしまっても構わない。その証拠に、オリンピックで活躍する選手は民間のクラブチームで練習した人が多い。そういったものを活用しながら、学校では児童生徒が生き生きできる環境づくりを地域に合わせて積極的に創造してもらいたい。」などという話を聞いた。極端で現場丸投げの発言であるとも感じ取れたが、いじめはストレスから発生したり、存在感を示すために起こしたりするのではいかという考え方に同調するところもある。
- 中学校時代の級友である元いじめっ子に、いじめをしていた理由を聞いたところ、「分からない」との答えであった。その級友が当時置かれていた家庭での状況を今考えると、見えないストレスがあったのではないかと想像できる。
- いじめるにはそれなりの理由があるのではないかと感じている。一人ひとりを学校教育の中で生き生きできる環境に置いてあげれば、いじめは発生しにくいと考えている。現時点で重篤ないじめがないということは、それは学校教育において活発な活動で情緒発散ができていないかと思うが、現状はどうか。また、外国籍等の児童生徒へのいじめはあるのか。
- 事務局： いじめはストレス発散であったり、相手を貶めることで自分を高めるといったことを目的として行われる行為であったりするため、学校

行事や日々の授業，部活動などで，自己肯定感や自己有用感が高められるような活動の設定など，いじめの未然防止のために取り組んでいる。また，外国籍等であることを理由にしたいじめの発生は現時点では聞いていない。

本市では，認め励ます教育を行っている。教職員が児童生徒の良いところを認め伸ばしていく方向で取り組んでおり，表彰などを取り入れている。また，心の教育を大切に，体験活動や地域の人々との交流，異年齢との交流などを推進している。

事務局：委員の話の中で内省についても触れていたが，どのようなものか確認したい。

委員：内省とは，自分の今の在りように気付く状態であり，例えば「いじめたくなる」と自覚していじめている場合と，無自覚でいじめている場合とでは，自覚している場合を指し示す。つまり，自分の今の在りように気付いている状態を「内省ができています」状態であると考えられる。大人の関わり方で子どもの「内省」つまり「気づき」が変わる。言うことを聞かせるだけでは人間の内面は育たない。子どもの気持ちを読み取れる大人がいて，子どもも真似してそのように育つ。よくない行為をした子どもの行為そのものを叱るのではなく，その行為をした気持ちを理解し，その気持ちを示して気づかせてあげることが大切である。